

第6回横浜市立市民病院市民委員会 次第

平成20年10月9日（木）

18時から 西棟地下2階大会議室

- 1 開会
- 2 病院長挨拶
- 3 市民委員会 委員紹介
- 4 病院側出席者紹介
- 5 市民委員会について
- 6 委員長及び職務代理者選任
- 7 委員長挨拶
- 8 議事
 - (1) 市民病院概要について
 - (2) 患者満足度調査結果について
 - (3) 19年度決算状況
及び横浜市立病院経営改革計画について
 - (4) その他
- 9 閉会

平成20年10月

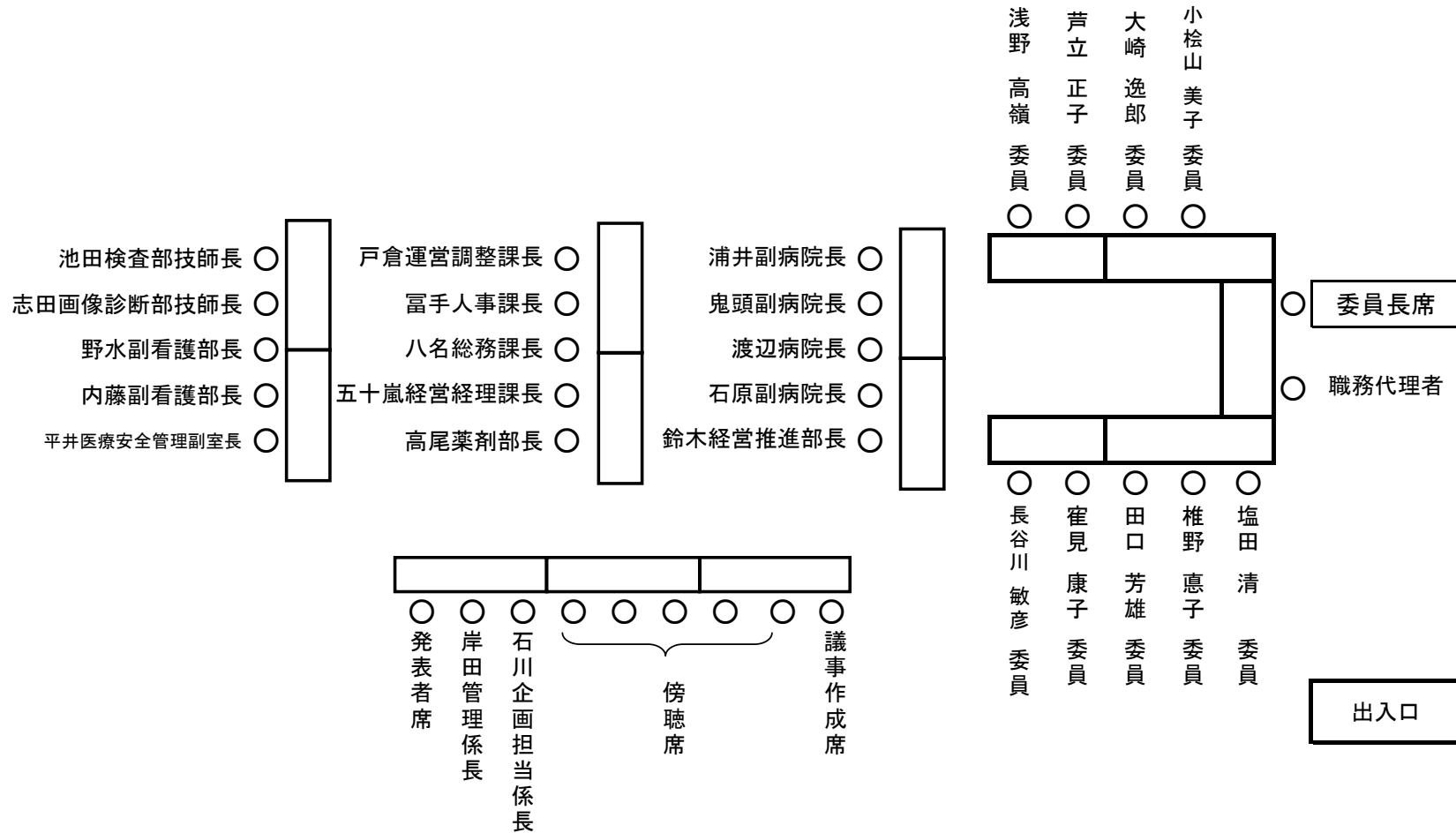
横浜市立市民病院市民委員会委員名簿

(敬称略・50音順)

氏名	役職等
あさの たかね 浅野 高嶺	保土ヶ谷区医師会長
あしだて まさこ 芦立 正子	神奈川区保健活動推進員 三ツ沢地区会長
おおさき えつろう 大崎 逸朗	神奈川県立がんセンター 所長
おの よしあき 小野 容明	横浜呼吸器クリニック 院長
こびやま よしこ 小椋山 美子	訪問看護リハビリステーション 銀鈴の詩 代表者
しおた きよし 塩田 清	保土ヶ谷区中央東部地区連合町内会 会長
しいの なおこ 椎野 憲子	ボランティア会ランパス 代表
たぐち よしお 田口 芳雄	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院 病院長
つるみ やすこ 窪見 康子	新戸塚病院 看護部長
はせがわ としひこ 長谷川 敏彦	日本医科大学 医療管理学教室 主任教授

横浜市立市民病院市民委員会 席次表

H20.10.9
西棟地下2階大会議室



横浜市立市民病院市民委員会要綱

制 定 平成17年 3月 9日

(設置)

第1条 横浜市立市民病院市民委員会（以下、「委員会」という。）は、横浜市立市民病院（以下、「当院」という。）の運営に関し、市民に積極的な情報提供を行うことで、市民の理解の促進を図るとともに、当院の運営に市民の意見を反映させることによって、当院の適切な役割・機能の確保と、当院が提供する医療・サービスの質の向上を図ることを目的として設置する。

(役割)

第2条 委員会は、次に定める事項について協議し、病院長に意見を述べるものとする。

- (1) 当院の運営に関する情報の市民に対する提供に関すること。
- (2) 当院が提供する医療・サービスの質の向上に関すること。
- (3) 当院の経営に関すること。

2 病院長は、委員会の意見を尊重し、当院の運営に適切に反映されるよう努めるものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から、おおむね10名の範囲で病院長が選任する。

- (1) 当院利用者その他の市民
- (2) 医療に関するNPO、病院ボランティア等関係者
- (3) 地域医療関係者
- (4) 企業経営、顧客サービス等について学識又は経験を有する者
- (5) 医療、病院経営等について学識又は経験を有する者
- (6) その他、病院長が適当と認める者

2 前項の委員は病院長が委嘱する。

3 委員の任期は1年とする。ただし、3年を超えない範囲で再任することができる。

4 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を選任することができる。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の中から互選により選任する。

3 委員長は、委員会を総括し、会議の議長を務める。

4 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務は、委員長が委員の中からあらかじめ定めたものが代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じて委員長が召集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が適当であると認めたときは、各委員は、委員会に代理者を出席させることができる。

(会議の公開等)

第6条 会議は、原則として公開とする。

2 委員長は、会議を非公開とする必要があると認められるときは、委員の意見を聴いた上で、非公開の決定をすることができる。

3 前項の場合における非公開の事由については、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 他の法令等に特別の定めがある場合

(2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

4 会議資料、議事録等は、速やかに、適切な方法により一般に公開するものとする。

5 その他、会議の公開等に関して必要な事項については、病院長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営推進部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。